

第24期第25回農業委員会総会

◇日 時

令和4年7月14日（木）午後2時00分

◇場 所

昭島市役所庁議室

◇出席委員

1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員

2番 鈴木実 3番 小町江津子

◇事務局

森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付した事項

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第2号 納税猶予農地の不耕作地について
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議 長

それでは、只今から、第25回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は
2番 鈴木委員 3番 小町委員 を指名します。

議 長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について （3件）
議案第2号 納税猶予農地の不耕作地について （1件）
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について （1件）

議 長

それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年7月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積911.49㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,187.01㎡ 面積合計2,098.5㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 平成31年4月27日から令和4年6月30日まで 備考 平成19年7月13日付相続税納税猶予適格者証明発行

議 長

当該農地の耕作状況について説明願います。
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員

はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりで。主な耕作

者は、申請者です。調査年月日は、令和4年7月6日 立会い者は、申請人、会長、職代、C班（木野委員、指田委員、篠委員）、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■へ進み、■■■■■を左折し、約550m先の■■■■■を左折し、約260m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、こちらは体験農園になっています。地番■■■■■は下仁田ネギ苗2作、里芋28mが7作、トマト28mが3作、ピーマン28mが2作、シシトウ28mが2作、ビニールハウス16mが1棟ではトマト2作、体験農園用倉庫2棟、休憩所、トイレ。地番■■■■■は、九条ネギ30mが1作、落花生30mが1作、オクラ30mが2作、茄子30mが4作、大根30mが3作ありました。当日は体験農園の会員が12～3名ほど集合していきまして、これから作業することでした。申請人、同居の親族は耕作していません。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、地番■■■■■はジャガイモ、トマト、大根、キュウリ、ゴマ。地番■■■■■は、玉葱、ネギ、大根、茄子。夏は、地番■■■■■は、茄子、ジャガイモ、トマト、大根、キュウリ。地番■■■■■は、玉葱、ネギ、大根、茄子。秋は、地番■■■■■は、白菜、ブロッコリー、大根。地番■■■■■は、大根、茄子。冬は、地番■■■■■と■■■■■ともに、秋作の収穫です。出荷状況は、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。以上です。

議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。
総会資料	議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年7月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号2 所在 ■■■■■ 地番■■■■■ 登記簿田 現況畑 面積195㎡ 地番■■■■■ 登記簿田 現況畑 面積112㎡ 地番■■■■■ 登記簿田 現況畑 面積333㎡ 地番■■■■■ 登記簿田 現況畑 面積951㎡ 地番■■■■■ 登記簿田 現況畑 面積303㎡ 面積合計1,894㎡ 申請人 ■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年6月1日から令和4年6月30日まで 備考 平成28年6月13日付相続税納税猶予適格者証明発行
議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。 11番 宮崎委員説明願います。
11番委員	はい、説明いたします。 番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者のご子息です。調査年月日は、令和4年7月6日 立会い者は、申

	請者のご子息、会長、職代、C班、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■を■■■■へ進み、■■■■を右折し、約200m下り、下りきった最初の交差点を右折し、西へ約100m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、袋掛けが終わり、生育待ちと圃場管理の継続です。草はありますが早生栽培という形式をとっています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、剪定、摘果。夏と秋は、袋掛け、収穫。冬は、お礼肥、圃場整頓です。品種は、幸水、豊水、あきづき、新高、新興、凜夏です。主な出荷先は、■■■■と■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	次に、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。
総会資料	議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年7月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号3-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積690㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況田 面積387㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況田 面積33㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況田 面積3.84㎡ 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況田 面積142㎡ 番号3-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積465㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積2.25㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,118㎡ 番号3-3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積998㎡ 番号3-4 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積649㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積643㎡ 面積合計5,131.09㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年6月29日から令和4年6月30日まで 備考 平成28年6月13日付相続税納税猶予適格者証明発行
議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。 2番 鈴木委員説明願います。
2番委員	はい、説明いたします。 番号3-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者のご子息です。調査年月日は、令和4年7月6日 立会い者は、申請者、会長、職代、C班、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間280日。土地の案内につきましては、■■■■を■■■■に進み、■■■■を右折し、約100m進んだ■■■■手前の左右の農地です。農地の状況ですが、■■■■

■■■■■ともに田植えが終わり、管理されている状態でした。畔の草刈りがきれいにされ、稲が良好に管理されていました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、田植え。夏は、管理。秋は、収穫。冬は、休耕です。主な出荷先は、■■■■■と■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。

続きまして、番号3-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者のご子息です。調査年月日は、令和4年7月6日立会い者は、申請者、会長、職代、C班、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間280日。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■に進み、■■■■■のある■■■■■を左折し、約500m進んだ■■■■■手前の左側の農地です。農地の状況ですが、里芋12間が10作。ネギ10間が10作。トウモロコシ10間が9作栽培されています。周辺はトラクターで耕耘されていて、肥培管理は良好でした。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、ネギ、里芋、ハツ頭。秋と冬は、ほうれん草、大根です。主な出荷先は、■■■■■と■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、地番729の隣家塀添いに雑木が数本あり、伐採、抜根を依頼しました。

続きまして、番号3-3 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者のご子息です。調査年月日は、令和4年7月6日立会い者は、申請者、会長、職代、C班、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間280日。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■に進み、■■■■■を左折した右側の農地です。農地の状況ですが、東側約300㎡は、休耕田であり、残りの西側部分に野菜が作付けされています。茄子10間が2作。ピーマン10間が1作。ゴーヤ10間が1作。ネギ10間が5作。枝豆10間が1作です。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、茄子、ジャガイモ、ブロッコリー、玉葱、ピーマン、福耳、キャベツ、ショウガ。秋は、茄子、ピーマン。冬は休耕です。主な出荷先は、■■■■■と■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。

続きまして、番号3-4 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者のご子息です。調査年月日は、令和4年7月6日立会い者は、申請者、会長、職代、C班、事務局です。過去3年間の労働日数は各年間280日。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■に進み、■■■■■を左折し、約220m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■■はハウスが2棟あり、1棟はキュウリ、もう1棟はトマトの作付けがしてありました。地番■■■■■は、ハウスが3棟あり、1棟は育苗用、残り2棟は作付け準備中でした。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通してトマト、キュウリ、コマツナ、カブをローテーションで栽培しています。主な出荷先は、■■■■■と■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。

以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	次に、議案第2号 番号1 農政猶予農地の不耕作地について、上程いたします。
総会資料	議案第2号 納税猶予農地の不耕作地について 上記の議案を次のとおり提出する 令和4年7月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積885㎡ 申請人 ■■■■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで 備考 平成5年5月28日付相続税納税猶予適格者証明発行
議 長	事務局より補足説明を願います。
農政係長	はい、事務局。 議案第2号 納税猶予の不耕作農地についてでございます。 先月の総会で議案として提出させていただいた■■■■の圃場の件でございます。前回の総会でご説明させていただいた税務官の内容に若干違いがございました。もう一度確認して違った場合は、会長、職務代理、地区委員と事務局に任せていただくとお伝えさせていただいていましたので、会長、職務代理、細井委員と事務局で相談して6月22日に■■■■の自宅に会長、職務代理、細井地区委員と事務局で伺い、非常に厳しい内容の通知を行いました。これは、7名の委員が税務署への報告を行った方がいいのでは、という判断をしていただいたにもかかわらず、「来月にまた見に行きますよ。」といった軽い内容ではいけないという会長、職務代理、地区委員の判断でございました。内容は、「6月27日までに除草、耕耘をすること。7月4日までに作付けを行うこと。6日にパトロールで確認します。14日の総会で報告します。今後、肥培管理が出来ていない場合は、■■■■に伝えることなく税務署に報告します。」という内容の書面で保管用の一部にサインをいただきました。7月5日に■■■■と別件で連絡を取ることがありまして、その時に「正式に都市農地円滑化法で貸借します。」というお話を聞いたので、作付けは待っていただきました。さっそく手配をいたしまして、明日の夕方に1人目の現地確認を行います。植わっていた果実の抜根をして、もう少しきれいにしてもらったら9月からを目途に貸借の開始をしたいと思っています。一応、貸借が開始されるまでは確認が必要かと思いますが、今回に関しては、税務署への通知をせずに貸借を支援する方向で宜しいか、おはかり願います。以上でございます。
議 長	続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。 6番 細井委員説明願います。
6番委員	はい、説明いたします。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料9ページのとおりです。調査年月日は、令和4年7月6日 立会いは、会長、職代、C班、事務局です。土地の案内ですが、■■■■■■■■を南方向へ90m直進し右折、130m直進した後斜め左方向へ進み、67m直進した後左折し、15m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、南側にある柿の木の周辺に雑草がありましたが、それ以外は全面にわたり除草、耕耘してありました。西側隣地との堺にあった竹はほとんど除去されていまして、また、隣地との堺に新しい境界杭が設置されていまして。

	以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
4 番委員	はい。 都市農地貸借円滑化法を使うとのことですが、相続税納税猶予制度を使っている農地は計画書等の提出が必要となっていますが、それは必要ないのですか。
農政係長	そちらに関しましては、認定するときにその書類を提出する形となります。
議 長	他に質問等ありますか。
12番委員	確認ですが、今除草については概ねできているということですが、明日借りる方が現地を確認に行くということですか。
農政係長	はい、そのとおりです。
12番委員	耕耘といいますか、畑ができる状態になっていますか。
農政係長	まだ少し小石がありますが、畑ができる状態になりつつあります。今はまだ8本ほど梅や柿の木が植わっていますが、8月末を目途に全て伐根し、一面畑にしてください予定です。
12番委員	はい、わかりました。
議 長	他に質問等ありますか。
13番委員	今日の午前中に現地に行ってきました。その時の写真があるので、後程皆様に回します。
議 長	他に質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、8月の月別パトロールで再度確認を行うということでご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、8月の月別パトロールで再度確認を行います。
議 長	次に、報告第1号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決） 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況宅地 面積3.48㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権 移転 宅地敷の一部

議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 5 番 坂本委員説明願います。
5 番委員	はい、説明いたします。 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料11ページのとおりです。案内図と公図は総会資料12ページを参照してください。調査年月日は、令和4年7月11日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を南へ約350m進んだ■■■■■■を西へ約250m進み、道なりに約50m進んだ左側の土地になります。農地の状況は、駐輪場並びに物置が置かれていました。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、住宅。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者	
議 長	
委 員	
委 員	